

日 薬 業 発 第 9 7 号
平成 2 3 年 5 月 2 4 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて（その7）
（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

東日本大震災および長野県北部の地震による被災者の一部負担金に関して、平成23年7月1日以降の取り扱いが示されたことにつきましては、平成23年5月9日付け日薬業発第76号にてお知らせしたところですが、今般、具体的な取扱期間などが示されました（別添1）。

保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した患者については、平成23年7月1日から平成24年2月29日までの間、窓口での一部負担金等の支払いが免除されますが、同証明書ではなく被保険者証等の提示による確認で足りる地域（市町村国保または後期高齢者医療広域連合の被保険者が対象）も併せて明記されています。

また、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合等に対し、東日本大震災の被災者に係る医療保険の一部負担金等の免除に関するQ&Aも示されましたので、参考までに併せてお知らせいたします（別添2）。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）（平成23年5月23日事務連絡、厚生労働省保険局医療課）
2. 東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて（平成23年5月18日事務連絡、厚生労働省保険局保険課）

事務連絡
平成23年5月23日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その7)
(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その6)」(平成23年5月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、6月診療等分及び7月以降の診療等分について、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。また、周知に当たっては、別添の資料をご活用いただきたい。

(改正カ所は下線を引いた部分)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間免除することができるものとする。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1)① 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市

② 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

③ 被災者生活再建支援法(平成15年法律第66号)の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町

に住所を有する(地震の発生以後、①、②又は③の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

⑥ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨

⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

2 取扱いの期間

平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払いを免除する取扱いとする。(ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定)

1 (2) ③の場合は主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、1 (2) ⑥の屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6月までの診療等分について、6月末日まで、支払を猶予する。

3 医療機関における確認等

(1) 平成23年6月末までの確認の方法等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

(2) 平成23年7月1日からの確認の方法等

平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除すること。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下の3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、当面、被保険者証等の提示によりこれを確認すれば足り、免除証明書は要しない。

岩手県：宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町

宮城県：女川町、南三陸町

福島県：広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、田村市、南相馬市

4 その他

(1) 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを免除した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3を参照されたい。

(2) 上記3(2)のとおり、平成23年7月1日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力いただきたい。

(3) 次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

- ① 平成23年6月末までの間に、上記1の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者
- ② 平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっておりますが、平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

2. 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

(免除となるのは、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。)

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ ただし、「以下の市町村の国保に加入されている方」又は、「以下の3県の後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方」については、当分の間、免除証明書は必要ありません。

岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町)、宮城県(女川町、南三陸町)
福島県(広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、田村市、南相馬市)

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

◎ご加入の医療保険の保険者への 保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 18 日

全国健康保険協会
健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の
免除に関する Q & A について

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 5 月 2 日付け保険局長通知「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」において、特例措置の趣旨及び内容について通知したところですが、原則として、6 月 30 日までに免除証明書を交付するためには、遠隔地に避難している方を含めた被保険者に対する周知が重要です。

このため、今般、東日本大震災により被災した被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q & A を別添のとおり作成し、厚生労働省ホームページに掲載いたしましたので、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除について （健康保険・船員保険）

【免除対象者・免除範囲関係】

問1 一部負担金等が免除されるのはどのような人か。

（答）

- 1 今回の震災に関する被災地域の住民であって、次の①から③までのいずれかにあてはまる方については、医療機関や薬局の一部負担金や入院時の食費・居住費等の負担をしないでサービスを受けられます。
 - ① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた方（同日以降、他の市町村に転出した方も含みます）で、被災により次のいずれかに該当する方
 - ア 住家が全半壊、全半焼した方
 - イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
 - ウ 主たる生計維持者が行方不明である方
 - ② 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方（又は対象となっていた方）
 - ③ 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、①又は②に準ずるものとして保険者が認めた方
- 2 一部負担金等の免除を受けるためには、本来は事前に参加する保険者に申請することが必要ですが、今回の震災にあたっては特例を設け、上の①から③に該当する方については、平成23年6月30日までは、医療機関等の窓口において口頭で申し立てることにより、一部負担金等を支払わずに受診することを可能としていました。平成23年7月1日からは、本来の手段によることとし、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽが発行する免除証明書の提示が必要となります。
- 3 なお、被災していることを医療機関等に申立て、既に医療機関等から一部負担金等の支払が必要ないと言われている方であっても、7月以降、一部負担金等の免除を受けるためには、免除証明書が必要となります。ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に免除証明書の申請をしてください。（問6～問8もご参照ください）

※1 特定被災区域は、災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）と被災者生活再建支援法の適用市町村が該当します。具体的には以下の市町村です。

- ・青森県…八戸市、三沢市、三戸郡階上町、上北郡おいらせ町
- ・岩手県…全市町村
- ・宮城県…全市町村
- ・福島県…全市町村
- ・茨城県…水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、古河市、結城市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
- ・栃木県…宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、足利市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同都市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
- ・千葉県…千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、山武郡九十九里町、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町
- ・新潟県…十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- ・長野県…下水内郡栄村

※2 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援法に基づき、津波による住宅浸水率が概ね100%であり、電気、水道、ガス等のライフラインが失われたため、居住困難な状態が長期にわたって継続することが見込まれると認定された世帯です。

※3 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は②のいずれの指示の対象にもなっていない方（いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

問2 免除される窓口負担の範囲はどうなっているのか。差額ベッド代なども免除されるのか。

(答)

免除の対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりです。差額ベッド代などについては、免除の対象には含まれません。

〔免除の対象となる一部負担金等〕

- ① 一部負担金
- ② 食事療養標準負担額
- ③ 生活療養標準負担額
- ④ 以下の給付を受ける際に支払う一部負担金や食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額に相当する自己負担
(保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費)

問3 いつからいつまで免除されるのか。

(答)

1 一部負担金(又はこれに相当する自己負担額)については、平成23年3月11日から(原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった方については指示があった日から)、平成24年2月29日までの間に受けた療養が免除の対象になります

2 食事療養・生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までの間に受けた療養が免除の対象となる予定ですが、仮設住宅の建設状況等を踏まえ、今後決定することとしております。

3 なお、いずれの免除についても、

- ① 生計維持者が行方不明である場合は、生計維持者の行方が明らかとなるまでの間
- ② 原子力発電所の事故に伴う政府の屋内退避指示等があった場合で、指示が解除された場合は、別途定める日までの間
が免除の対象となります(※)。

※ 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は問1②のいずれの指示の対象にもなっていない方(いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当)の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

問4 被災地域以外の病院でも免除を受けることができるのか。

(答)

免除の対象となる方(問1参照)は、免除証明書を窓口で提示すれば、全国どこの保険医療機関等で受診しても、一部負担金等の免除を受けることができます。

問5 医療機関の窓口で申立てたところ、一部負担金等を支払う必要がないと言われたが、保険者が改めて免除の要件を確認することがあるのか。

(答)

6月30日までの間に申立てにより医療機関等で支払を猶予された一部負担金等については、改めて保険者に申請する必要はありませんが、必要事項の確認のため、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽから照会があった場合には、問6で示す資料の提出等が必要となります。

仮に、免除の要件に該当しないと判断された場合は、支払を猶予されていた額について、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽに返還することが必要となります。なお、問6で示す免除申請の手続きを行った際に、免除の要件に該当しないと判断された場合も同様です。

【一部負担金等証明書関係】

問6 7月1日から、一部負担金等の免除を受けるためには、一部負担金等免除証明書が必要になると聞いたが、交付を受けるためには、どのような手続が必要なのか。

(答)

ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部都道府県支部に、一部負担金等免除申請書を提出する必要があります。

その際、免除に該当する項目に応じて、以下の書類が必要となります。

- ①住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
り災証明書・被災証明書
- ②主たる生計維持者が死亡した場合
り災証明書・被災証明書や死亡診断書など
- ③主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方の場合
医師の診断書

④主たる生計維持者の行方が不明である方の場合

警察に提出した行方不明の届出の写しなど

⑤原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方の場合

住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

問7 公的な書類が準備できない場合、免除証明書の交付を受けることはできないのか。

(答)

公的な書類の入手が困難である場合には、申請者の申立てにより認定を受けることも可能です。なお、この場合は、可能な限り事業主、親族、知人等の証明を受けるようにしてください。

問8 免除証明書はいつから申請できるのか。また申請から交付まで、どのくらいの期間がかかるのか。

(答)

免除証明書は準備ができた保険者から発行を開始しています。また、申請から発行までに必要な期間は保険者によって異なりますので、早めにご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。

【一部負担金等の還付関係等】

問9 7月1日以降は、医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金等は免除にならないのか。

(答)

7月1日以降は、一部負担金等免除証明書を保険医療機関等に提示しない場合、一部負担金等の支払いが必要になります。ただし、加入する保険者による免除証明書の交付が遅れているため、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問 1 0 6月30日までの間、本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に支払ってしまった一部負担金等は戻ってくるのか。

(答)

6月30日までの間は、医療機関等の窓口で口頭での申立てにより一部負担金等の支払を猶予する取扱いとしていますが、この間、本来支払う必要がなかった一部負担金等を支払ってしまった場合についても、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問 1 1 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金等の還付を受けるためには、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）
- ②保険医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。より具体的な還付の方法については、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。